

村山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

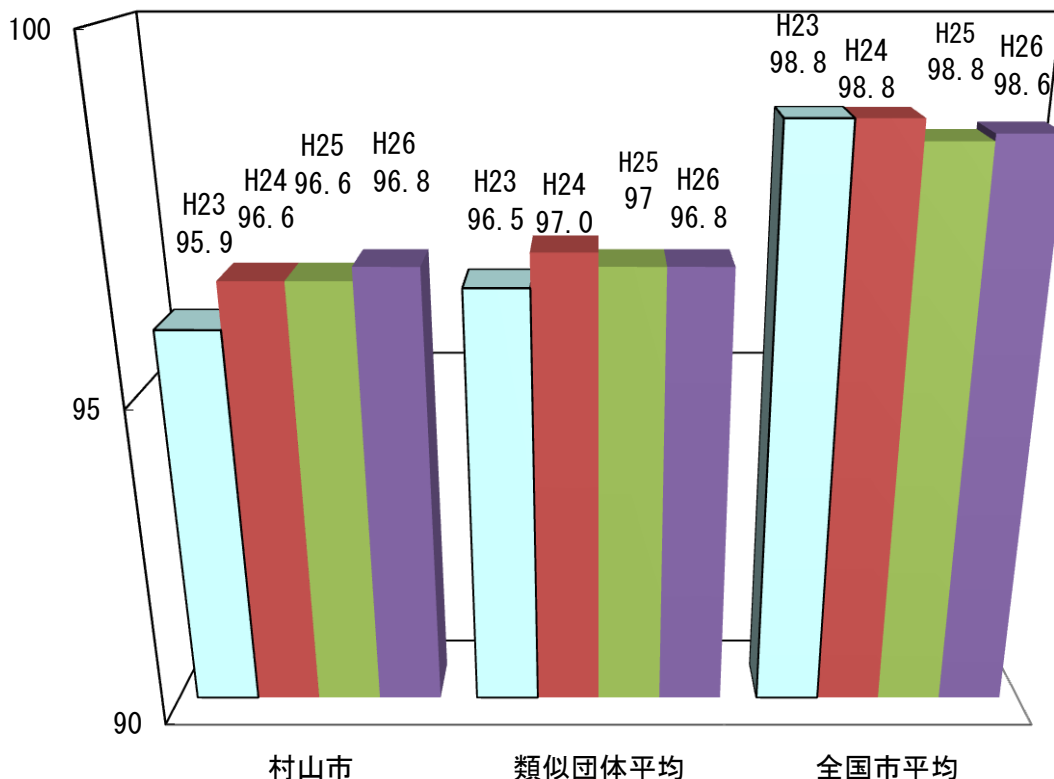
区分	住民基本台帳人口 (26年1月)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	26,408	12,162,256	761,996	2,417,902	19.9	20.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
25年度	276人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	276	1,024,799	157,608	379,412	1,561,819	5,659	5,581	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成25年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

※村山市は人事委員会を設置していない。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	3.95	4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容（引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえた県の見直しに準拠。
技能労務職の給料表についても同様に見直しを実施。

②地域手当

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

地域手当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	43.1 歳	327,900 円	361,782 円	346,957 円
山形県	44.3 歳	347,000 円	432,900 円	373,600 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	43.0 歳	322,530 円	372,533 円	346,990 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A/B
村山市	47.3 歳	21 人	299,400 円	323,681 円	316,881 円	—	—	—	—
うち学校給食員	49.2 歳	8 人	309,400 円	322,522 円	319,922 円	調理士	41.8 歳	209,900 円	1.54
うち用務員	48.9 歳	2 人	279,300 円	300,150 円	296,400 円	用務員	60.2 歳	182,300 円	1.65
うち自動車運転手	35.0 歳	3 人	248,700 円	312,950 円	287,250 円	自家用自動車運転者	50.8 歳	193,800 円	1.61
山形県	46.4 歳	535 人	333,000 円	371,600 円	352,700 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	20 人	304,885 円	326,598 円	316,352 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
村山市	—	—	—
うち学校給食員	5,161,290 円	2,821,400 円	1.83
うち用務員	4,710,410 円	2,303,800 円	2.04
うち自動車運転手	4,938,910 円	2,614,100 円	1.89

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータの平成23年～25年の3ヶ年平均値を使用している。技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	46.7 歳	315,300 円	334,287 円	324,600 円
山形県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	41.8 歳	331,688 円	— 円	377,975 円
類似団体	41.7 歳	294,474 円	318,016 円	303,829 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	39.5 歳	298,300 円	333,686 円	320,936 円
山形県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	37.0 歳	282,825 円	675,556 円	306,694 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区 分		村 山 市	山 形 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	135,600 円	— 円
	中 学 卒	— 円	125,400 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	172,200 円	— 円	— 円
	高 校 卒	144,500 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態 (26年4月1日現在)

区 分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	316,622 円	356,050 円	375,786 円
	高校卒	— 円	285,125 円	326,566 円	358,414 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消防職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	200,542 円	299,680 円	331,833 円	365,333 円

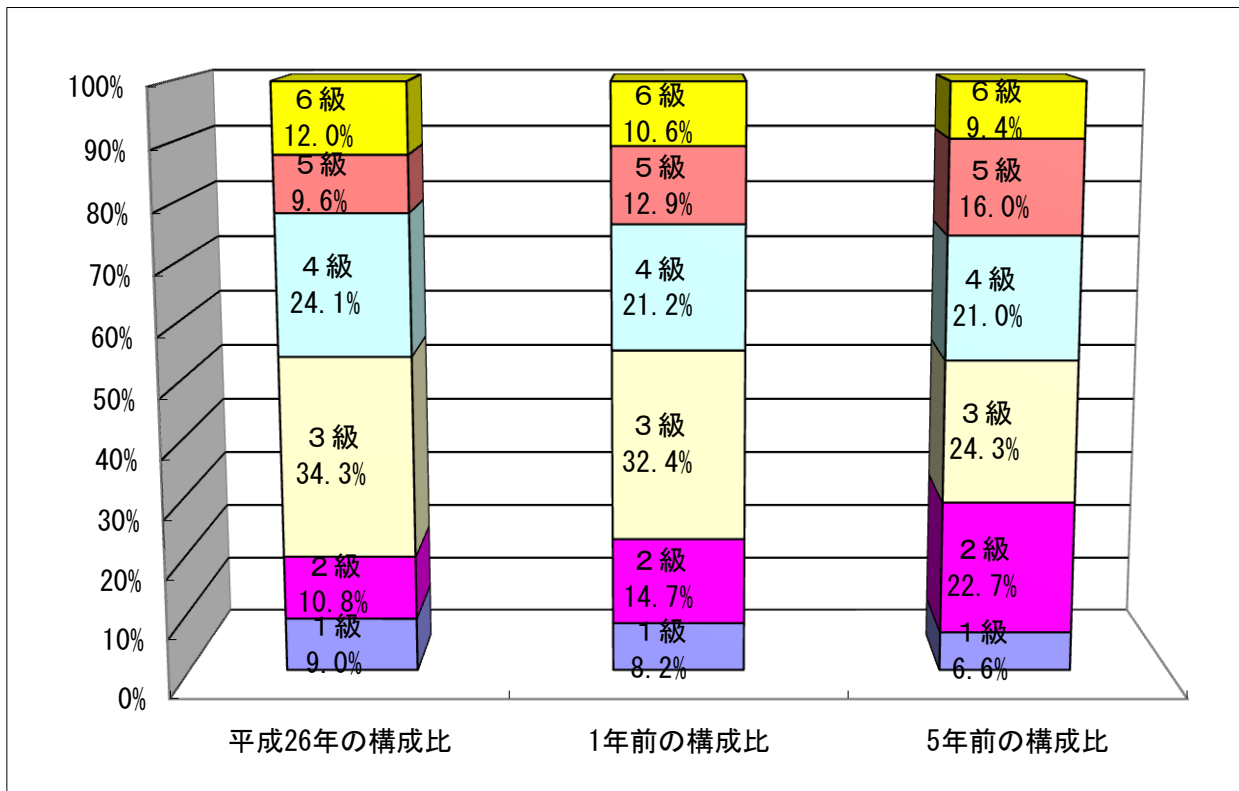
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長、主幹	20 人	12.0 %
5 級	課長補佐	16 人	9.6 %
4 級	主査、係長	40 人	24.1 %
3 級	係長、主任	57 人	34.3 %
2 級	主事、技師、書記	18 人	10.8 %
1 級	主事、技師、書記、主事補、技師補、書記補	15 人	9.0 %

(注) 1 村山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

検討中

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

村 山 市		山 形 県		国	
1人当たり平均支給額 (25年度)		1人当たり平均支給額 (25年度)		—	
1,364 千円		1,526 千円		—	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.70 月分	1.25 月分	2.55 月分	1.20 月分	2.60 月分	1.35 月分
(0.725) 月分	(0.275) 月分	(1.40) 月分	(0.60) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~15%	・役職加算	5~20%	・役職加算	5~20%
		・管理職加算	15~25%	・管理職加算	10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参 考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

検討中

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

村 山 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.620 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.620 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.820 月分	36.5700 月分	勤続25年	30.820 月分	36.5700 月分
勤続35年	43.700 月分	52.4400 月分	勤続35年	43.700 月分	52.4400 月分
最高限度額	52.440 月分	52.4400 月分	最高限度額	52.440 月分	52.4000 月分
その他の加算措置	(退職時特別昇給 なし)		その他の加算措置		
在職時の職務の級に応じ調整額を加算			在職時の職務の級に応じ調整額を加算		
定年前早期退職特別措置 (2~20%) 加算			定年前早期退職特別措置 (2~20%) 加算		
1人当たり平均支給額	千円	24,414 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		0.0 (0.0)	

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

※村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	41,110 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	71 千円
支給実績 (24年度決算)	32,455 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	116 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・ 配偶者13,000円、一般の扶養親族は6,500円 (配偶者がいない場合はうち1人のみ11,000円) ・ 扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		34,457 千円	202,694 円
住居手当	・ 借家 限度額 27,000円 (月額12,000円を超える家賃を支払っている場合)	同じ		10,157 千円	253,943 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である場合に支給 ・ 交通機関利用 限度額 55,000円 ・ 交通用具使用 限度額 25,400円	異なる	・ 交通機関利用 市と同じ ・ 交通用具使用 限度額 24,500円 (支給区分が異なる)	15,199 千円	60,554 円
管理職手当	・ 課長 35,000円 ・ 主幹 15,000円	異なる	管理・監督の特殊性に基づき、一種から五種又は本府省課長補佐に区分し指定される	8,635 千円	308,393 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 ・ 100分の135	同じ		12,590 千円	143,071 円
夜間勤務手当	・ 正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時～午前5時 100分の25	同じ		2,200 千円	66,685 円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・ 扶養親族のある職員 17,800円 ・ その他の世帯主である職員 10,200円 ・ その他の職員 7,360円	同じ		19,623 千円	65,196 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

給料	区分	給料	月額		等
			額	（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	市長	460,000 円 (920,000 円)	1,010,000 円	389,500 円	
	副市長	552,000 円 (690,000 円)	800,000 円	544,000 円	
	収入役	— 円 (— 円)	— 円	— 円	
報酬	議長	435,000 円 (— 円)	500,000 円	274,000 円	
	副議長	385,000 円 (— 円)	450,000 円	234,000 円	
	議員	360,000 円 (— 円)	420,000 円	220,000 円	
期末手当	市区町村長 副市長 収入役	(26年度支給割合) 報酬月額に40%を加算した額の 2.85 月分			
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 報酬月額に40%を加算した額の 3.00 月分			
退職手当	市区町村長 副市長 収入役	(算定方式) 92万円×在職月数×0.567 69万円×在職月数×0.331	(1期の手当額) 25,038,720 10,962,720	(支給時期) 任期ごと 任期ごと	
	備考	—	—	—	

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

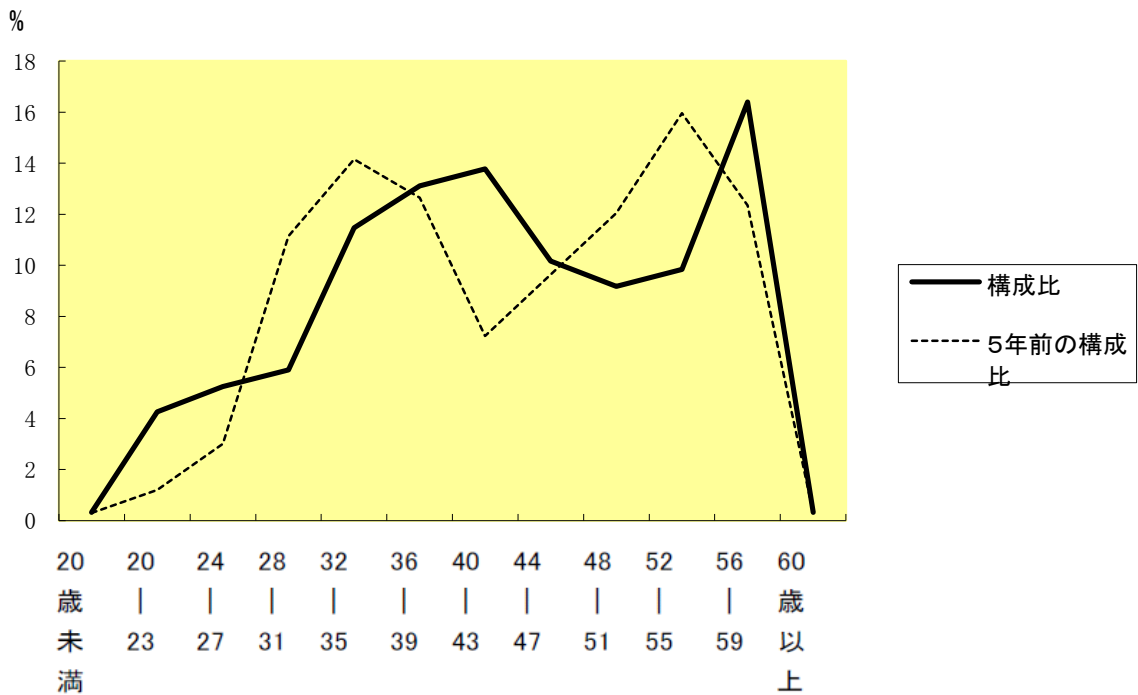
(各年4月1日現在)

分	区	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	66	65	△ 1	退職者不補充
		税務	13	11	△ 2	効率化による減
		民生	56	54	△ 2	退職者不補充
		衛生	13	13	0	
		労働	2	2	0	
		農林水産	16	16	0	
		商工	8	8	0	
		土木	16	16	0	
	計	195	190	△ 5	<参考> 人口10,000人当たり職員数 73.84 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 68.63 人)	
		教育部門	38	37	△ 1	事務統合による減
	消防部門	44	44	0		
	小 計	277	271	△ 6	<参考> 人口10,000人当たり職員数 104.89 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 91.55 人)	
公営企業等会計部門	水道	9	9	0		
	下水道	6	6	0		
	国保	10	10	0		
	介護保険	8	8	0		
	区画	1	1	0		
	小 計	34	34	0		
合 計		311 [383]	305 [383]	△ 6 [0]	<参考> 人口10,000人当たり職員数 115.5 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	16人	18人	35人	40人	42人	31人	28人	30人	50人	1人	305人

(3) 職員数の推移

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	208	201	198	194	195	190	△ 18 (△ 8.7)
教育	43	41	41	40	38	37	△ 6 (△ 14.0)
警察	-	-	-	-	-	-	-
消防	43	43	44	42	44	44	1 (2.3)
普通会計計	294	285	283	276	277	271	△ 23 (△ 7.8)
公営企業等会計計	38	37	37	37	34	34	△ 4 (△ 10.5)
総合計	332	322	320	313	311	305	△ 27 (△ 8.1)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 613,859	千円 1,953	千円 50,627	% 8.2	% 9.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 9	千円 34,084	千円 3,711	千円 12,832	千円 50,627	千円 5,625	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

(平成26年度 主な給与改定等)

特になし

2職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
村山市	42.2 歳	326,791 円	477,072 円
団体平均	45.0 歳	336,716 円	507,948 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

村山市		団体平均	
1人当たり平均支給額 (25年度) 12,832 千円		1人当たり平均支給額 (25年度) 1,456 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.70 月分 (—) 月分	勤勉手当 1.25 月分 (—) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—) 月分	勤勉手当 — 月分 (—) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

村山市			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.620 月分	27.0250 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	30.820 月分	36.5700 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	43.700 月分	52.4400 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	52.440 月分	52.4400 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 (2~20%) 加算					
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	21,283	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

※村山市では平成19年度より特殊勤務手当をすべて廃止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	854 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	95 千円
支給実績 (24年度決算)	1,195 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	109 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・ 配偶者13,000円、一般の扶養親族は6,500円 (配偶者がいない場合はうち1人のみ11,000円) ・ 扶養親族の子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ		1,256 千円	209 円
住居手当	・ 借家 限度額 27,000円 (月額12,000円を超える家賃を支払っている場合)	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である場合に支給 ・ 交通機関利用 限度額 55,000円 ・ 交通用具使用 限度額 25,400円	異なる	・ 交通機関利用 市と同じ ・ 交通用具使用 限度額 24,500円 (支給区分が異なる)	388 千円	48,600 円
管理職手当	・ 課長 35,000円 ・ 主幹 15,000円	異なる	管理・監督の特殊性に基づき、一種から五種又は本府省課長補佐に区分し指定される	420 千円	420,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した場合 ・ 100分の135	同じ		80 千円	26,773 円
夜間勤務手当	・ 正規の勤務時間として深夜に勤務した場合 午後10時～午前5時 100分の25	同じ		0 千円	0 円
寒冷地手当	本庁所在地4級地 ・ 扶養親族のある職員 17,800円 ・ その他の世帯主である職員 10,200円 ・ その他の職員 7,360円	同じ		644 千円	71,600 円